

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	調査・統計に関する協力

局名	政策統括官室（統計・情報政策担当）
----	-------------------

I. 医療、労働に関する基礎的な統計調査

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 医療施設調査（静態調査）

① 手続の概要

（目的） 病院及び診療所（以下「医療施設」という。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

（対象） 調査時点で開設している全ての医療施設

② 電子化の状況

病院は 25% 一般診療所、歯科診療所は実施していない（平成 29 年 6 月時点）

(2) 患者調査

① 手続の概要

（目的） 病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。

（対象） 全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設を利用した患者

② 電子化の状況

病院は 15% 一般診療所、歯科診療所は実施していない（平成 29 年 6 月時点）

(3) 病院報告

① 手続の概要

（目的） 全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。

（対象） 全国の病院（患者票、従事者票）、療養病床を有する診療所（患者票）

② 電子化の状況 73%

(4) 介護サービス施設・事業所調査

① 手続の概要

（目的） 全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得る。

（対象） 介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く）

② 電子化の状況 16%

(5) 社会福祉施設等調査

① 手続の概要

（目的） 全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。

（対象） 社会福祉施設等（59 種類）、障害者福祉サービス事業所（15 種類）、相談支援事業所（3 種類）、障害児通所支援事業所（3 種類）、障害児相談支援事業所（1 種類）

② 電子化の状況 36%

(6) 労働経済動向調査

① 手続の概要

(目的) 景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題点を迅速に把握

(対象) 常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所から抽出した 5,800 事業所

② 電子化の状況 15%

(7) 雇用の構造に関する実態調査

① 手続の概要

(目的) 労働者派遣の実態等について、事業所側、派遣労働者側の双方から把握し、労働者派遣法改正前後の実態の変化も把握することで、労働者派遣制度に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資する

(対象) 5 人以上の常用労働者を雇用する事業者のうち、無作為に抽出した約 17,000 事業所

② 電子化の状況 導入していない

(8) 雇用動向調査

① 手続の概要

(目的) 主要産業における入職・離職及び未充足求人状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにする。

(対象) 5 人以上の常用労働者を雇用する事業所のうち、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した 15,000 事業所

② 電子化の状況 12%

(9) 賃金構造基本統計調査

① 手続の概要

(目的) 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等を明らかにする。

(対象) 10 人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営の事業所及び 5～9 人の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の常用労働者を雇用する企業に属する事業所に限る）

② 電子化の状況 導入していない

(10) 労働安全衛生調査

① 手続の概要

(目的) 労働安全衛生法第 6 条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料及び労働安全衛生行政運営の推進に資する

(対象) 常用労働者 10 人以上を雇用する民営事業者

② 電子化の状況 導入していない

(11) 労働災害動向調査

① 手続の概要

(目的) 主要産業における労働災害の発生状況を明らかにする。

(対象)

< 1. 事業所調査 >

特定の産業に属する 30 人以上の常用労働者を雇用する民・公営事業所及び製造業のうち特定の産業に属し、10～29 人の常用労働者を雇用する民営事業所。

< 2. 総合工事業調査 >

特定の工事の種類に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が 160 万以上又は工事の請負金額が税抜き 1 億 8,000 万以上（保険関係成立年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の工事現場については、税込み 1 億 9,000 万円以上）の工事現場

② 電子化の状況 < 1. 事業所調査 > 19% < 2. 総合工事業調査 > 26%

(12) 就労条件総合調査

① 手続の概要

(目的) 主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。

(対象) 特定の産業分類に属し、常用労働者 30 人以上の民営企業

② 電子化の状況 22%

(13) 賃金引上げ等の実態に関する調査

① 手続の概要

(目的) 民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する

(対象) 特定の産業分類に属する会社組織の民営企業

② 電子化の状況 導入していない

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 医療施設調査（静態調査）
（削減方策）
・オンライン調査の利用推進（病院）（平成 29 年）
・オンライン調査の導入（一般診療所、歯科診療所）（平成 29 年）
（スケジュール）平成 29 年度調査で実施
- (2) 患者調査
（削減方策）
・オンライン調査の利用推進（病院）（平成 29 年）
・オンライン調査の導入（一般診療所、歯科診療所）（平成 29 年）
（スケジュール）平成 29 年度調査で実施
- (3) 病院報告
従事者票は他の統計調査や行政記録情報により把握可能であることから、事業者の負担軽減のため、以下の削減方策に取り組む。
（削減方策）調査票（従事者票）の廃止
（スケジュール）平成 29 年度調査で実施
- 作業時間 23%削減
- (4) 介護サービス施設・事業所調査
調査項目は、省内のニーズ等により決定した施策運営に必要な項目で、これまでも地方自治体の情報を活用するなど精査を行っており、削減は困難な状況。
このため、当該調査は、負担軽減及び結果の精度等を踏まえ、以下の削減方策に取り組む。
（削減方策）
・全数調査から標本調査へ移行
・標本調査への移行により、調査客体数を縮減
※調査結果の精度確保の観点から、調査客体数は検討会において検討中
（スケジュール）
平成 30 年度調査から実施
- (5) 社会福祉施設等調査
調査項目は、省内のニーズ等により決定した施策運営に必要な項目で、これまでも地方自治体の情報を活用するなど精査を行っており、削減は困難な状況。
このため、当該調査は、負担軽減及び結果の精度等を踏まえ、以下の削減方策に取り組む。
（削減方策）
・全数調査から標本調査へ移行
・標本調査への移行により、調査客体数を縮減
※調査結果の精度確保の観点から、調査客対数は検討会において検討中
（スケジュール）
平成 30 年度調査から実施
- 市場化テスト対象事業として、介護サービス施設・事業所調査と社会福祉施設等調査の両調査を実施しているため（4）、（5）併せて検討
（4）、（5）併せて作業時間 23%削減
- (6) 労働経済動向調査
常用労働者の定義が複雑なため常用労働者かどうかの判断に時間がかかること、調査票の記入や記入内容のエラーチェック及び紙調査票の複写、封入、送付作業に時間を要することを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。
（削減方策）
・オンライン調査の利用促進
・記入要領の見直し・充実、労働者区分の定義の変更による効率化
（スケジュール）
・平成 30 年調査より実施予定
- 作業時間 6%削減

(7) 雇用の構造に関する実態調査

常用労働者の定義が複雑なため常用労働者かどうかの判断に時間がかかること、選択式に比べて記入式は事業所の負担が大きいことを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。

(削減方策)

- ・ 記入要領の見直し・充実、労働者区分の定義の変更による効率化
 - ・ 調査項目の回答方法について、記入式から選択式に一部見直し
- (スケジュール)
- ・ 平成 30 年調査より実施予定

作業時間 6%削減

(8) 雇用動向調査

常用労働者の定義が複雑なため常用労働者かどうかの判断に時間がかかること、調査票の記入や記入内容のエラーチェック及び紙調査票の複写、封入、送付作業に時間を要することを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。

(削減方策)

- ・ オンライン調査の利用促進
 - ・ 記入要領の見直し・充実、労働者区分の定義の変更による効率化
- (スケジュール)
- ・ 平成 30 年調査より実施予定

作業時間 4%削減

(9) 賃金構造基本統計調査

調査項目のうち、記入に時間を要する項目があり事業者の負担になっていること、調査票の記入や記入内容のエラーチェック及び労働者区分の判定に時間がかかり事業者の負担になっていること、傘下の事業所分についても本社で一括して回答することにより効率化が図れるとの意見があることを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。

(削減方策)

- ・ オンライン調査の導入
- ・ 本社一括調査の導入
- ・ 調査項目等の見直し
- ・ 労働者区分の定義の変更

(スケジュール)

平成 32 年調査から実施予定

取組期間が 3 年を超える理由：本調査は基幹統計を作成するための調査であり、調査方法や調査項目の見直しに当たっては予期せぬ統計の品質低下を回避するため慎重に検討し、統計委員会への諮問も必要になることから、実施時期を早めることは困難である。

作業時間 16%削減

(10) 労働安全衛生調査

調査票の記入や記入内容のエラーチェック及び紙調査票の複写、封入、送付作業に時間を要すること、労働者区分の定義が複雑で判断に時間を要することが事業者の負担になっていることを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。

(削減方策)

- ・ オンライン調査の導入
 - ・ 労働者区分の定義の変更
- (スケジュール)

オンライン調査の導入は平成 31 年調査を予定。

労働者区分の定義の変更は平成 30 年調査より実施予定。

作業時間 8%削減

(11) 労働災害動向調査 (①事業所調査、②総合工事業調査)

調査票の記入や記入内容のエラーチェック及び紙調査票の複写、封入、送付作業に時間を要すること、労働者区分の定義が複雑で判断に時間を要することが事業者の負担になっていることを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。

(削減方策)

- ・ オンライン調査の利用促進
 - ・ 労働者区分の定義の変更
- (スケジュール)

労働者区分の定義の変更は平成 30 年調査より実施予定。

作業時間 11%削減

(12) 就労条件総合調査

調査票の記入や記入内容のエラーチェック及び紙調査票の複写、封入、送付作業に時間を要すること、労働者区分の定義が複雑で判断に時間を要することが事業者の負担になっていることを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。

(削減方策)

- ・オンライン調査の利用促進
- ・労働者区分の定義の変更

(スケジュール)

労働者区分の定義の変更は平成 31 年調査より実施予定。

作業時間 1%削減

(13) 賃金引上げ等の実態に関する調査

調査票の記入や記入内容のエラーチェックに時間を要することが事業者の負担になっていることを踏まえ、以下の削減方策に取り組む。

(削減方策)

- ・オンライン調査の導入

(スケジュール)

平成 30 年調査を予定。

作業時間 7%削減

※上記削減方策の一部は総務省の承認等を得る必要がある。また EBPM の推進等に支障を与えかねない調査項目の削減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように配慮する。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 医療施設調査（静態調査）、(2) 患者調査は、平成 30～31 年度に実施予定のない統計調査でありコスト計測の対象外であるため、1の(3)～(13)の調査をコスト計測の対象とする。

2. コスト計測の方法及び時期

(3) 病院報告

(コスト計測の方法・時期)

調査票の項目ごとに記入に要する時間を仮定し、これに調査対象件数を乗じて事業者の作業時間とする。計測は毎年 6 月に実施。

(コスト計測時間)

12,333 時間

(4) 介護サービス施設・事業所調査

(コスト計測の方法・時期)

事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出

計測は毎年 12 月に実施。

(5) 社会福祉施設等調査

(コスト計測の方法・時期)

事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出

計測は毎年 12 月に実施。

(6) 労働経済動向調査

(コスト計測の方法・時期)

事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出

計測は毎年 12 月に実施

- (7) 雇用の構造に関する実態調査
(コスト計測の方法・時期)
事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出
計測は毎年12月に実施
- (8) 雇用動向調査
(コスト計測の方法・時期)
事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出
計測は毎年9月に実施
- (9) 賃金構造基本統計調査
(コスト計測の方法・時期)
調査票の項目ごとに記入に要する時間を仮定し、これに調査対象件数を乗じて事業者の作業時間とする。オンライン調査の導入、本社一括調査、労働者の区分の変更による削減率については、1事業者当たりの負担削減率を仮定し、これに適用率(オンライン調査率等)を乗じて算出する。
計測は毎年6月に実施。
(コスト計測時間)
791,965時間
- (10) 労働安全衛生調査
(コスト計測の方法・時期)
事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出
計測は毎年12月に実施。(調査票の回収後)
- (11) 労働災害動向調査(①事業所調査、②総合工事業調査)
(コスト計測の方法・時期)
事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出
計測は毎年3月に実施。(調査票の回収後)
- (12) 就労条件総合調査
(コスト計測の方法・時期)
事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出
計測は毎年2月に実施。(調査票の回収後)
- (13) 賃金引上げ等の実態に関する調査
(コスト計測の方法・時期)
事業者に対するアンケート調査やヒアリング等を踏まえ、調査票に要する時間等の一定の仮定を置いた上で算出
計測は毎年9月に実施。(調査票の回収後)